

前橋市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正について（議案
第129号）

経営企画課

1 改正の理由

地方公務員法の規定を踏まえ、企業職員の高齢者部分休業制度を実施することに
伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

給与の減額の対象に高齢者部分休業（職員が、55歳に達した日以後の日で当該
職員が申請において示した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1週
間の勤務時間の一部について勤務しないことができる制度）を加える。

3 施行期日

令和5年4月1日